

二条城障壁画展示収蔵館 仮設壁撤去業務委託 仕様書

1、業務名称

二条城障壁画展示収蔵館 仮設壁撤去業務委託

2、目的

本業務は、二条城障壁画展示収蔵館(以下、「展示収蔵館」とする)の展示のために設置している仮設壁を撤去するものである。

3、履行場所

元離宮二条城内 展示収蔵館(別紙1)

4、履行期間

契約後から令和8年11月30日(月)まで。

施工は上記期間内の1日間で完了するものとし、施工日は契約後に本市担当職員と打ち合わせを行い、具体的な日程を決定すること。

5、撤去対象物

撤去の対象となる仮設壁は、塩ビシート貼りの木工パネルで、展示室内の東南の壁1面(別紙2)の上に固定されており、縦290cm×横110cm×厚み4cmほどの大きさのものである。

6、業務内容

本業務は、展示のために用いている仮設壁を撤去するものである。受注者は、本業務の実施に当たり、博物館展示施設であることを十分に認識し、既存施設および展示環境の保全を最優先として、以下の撤去作業等を行うこととする。

(1) 撤去作業

マジックテープで接着している模擬長押と模擬幅木を外し、突っ張り金具で止められている仮設壁(塩ビシート貼りの木工パネル)のアジャストを緩める。長押の上で仮設壁を固定している両端のビスを抜いて、仮設壁を外す。

(2) 仮設壁の運搬処分

仮設壁は、撤去後に城外へ運搬し、関係法令に従い、適切に処分すること。なお、運搬の都合上、仮設壁細断等の作業場が必要な場合は、本市担当職員と協議のうえで、場所を決めること。その際は、来城者に配慮して行うこと。

(3) 撤去後の処理及び清掃

撤去箇所および周辺について、粉塵、汚れ、接着剤等その他の付着物等を除去し、清潔な状態にすること。

(4) 完了確認

作業完了後、受注者は撤去箇所、周辺の壁面、ガラス面、床面などについて確認を行い、本市担当職員の確認を受けること。

7、作業方針

- (1) 詳細な作業手順と作業内容については、契約後、すみやかに本市担当職員と協議し、了承を得ること。
- (2) 展示施設への損傷等の配慮として、適切な養生を行い、過度な衝撃、振動、粉塵の発生を避けるよう、必要な措置を講じること。また、既存施設に十分配慮した方法で施工すること。
- (3) 作業に必要な道具・工具類については、受注者が用意すること。ただし、インパクトドライバーは不可とする。

8、車両

- (1) 車両の入退城は、次の注意事項を厳守すること。可能な限り、一般観覧時間（8時45分から17時00分まで）外に行うこととし、一般観覧時間に入退城する際は、事前に本市担当職員と協議すること。原則として7時30分から8時30分までは東大手門から入退城し、9時00分から18時00分までは北大手門から入退城すること。入退城の際には門付近に常駐する警備員の指示に従うこと。
- (2) 一般観覧時間における作業用車両の城内の移動は原則として認めない。やむを得ない理由により移動する際には、事前に本市担当職員に届け出た上で、この者の立ち会いのもと、現場作業員が徒歩で車両を誘導すること。
- (3) 進入経路が歩行者観覧経路と重複するため、走行には十分注意し、観覧者の有無に関わらず10km/h以下で走行すること。
- (4) 車両は、展示収蔵館の北側に駐車すること。
- (5) 城外周辺道路での車両の駐停車は、交通運行の妨げになることから、厳に慎むこと。

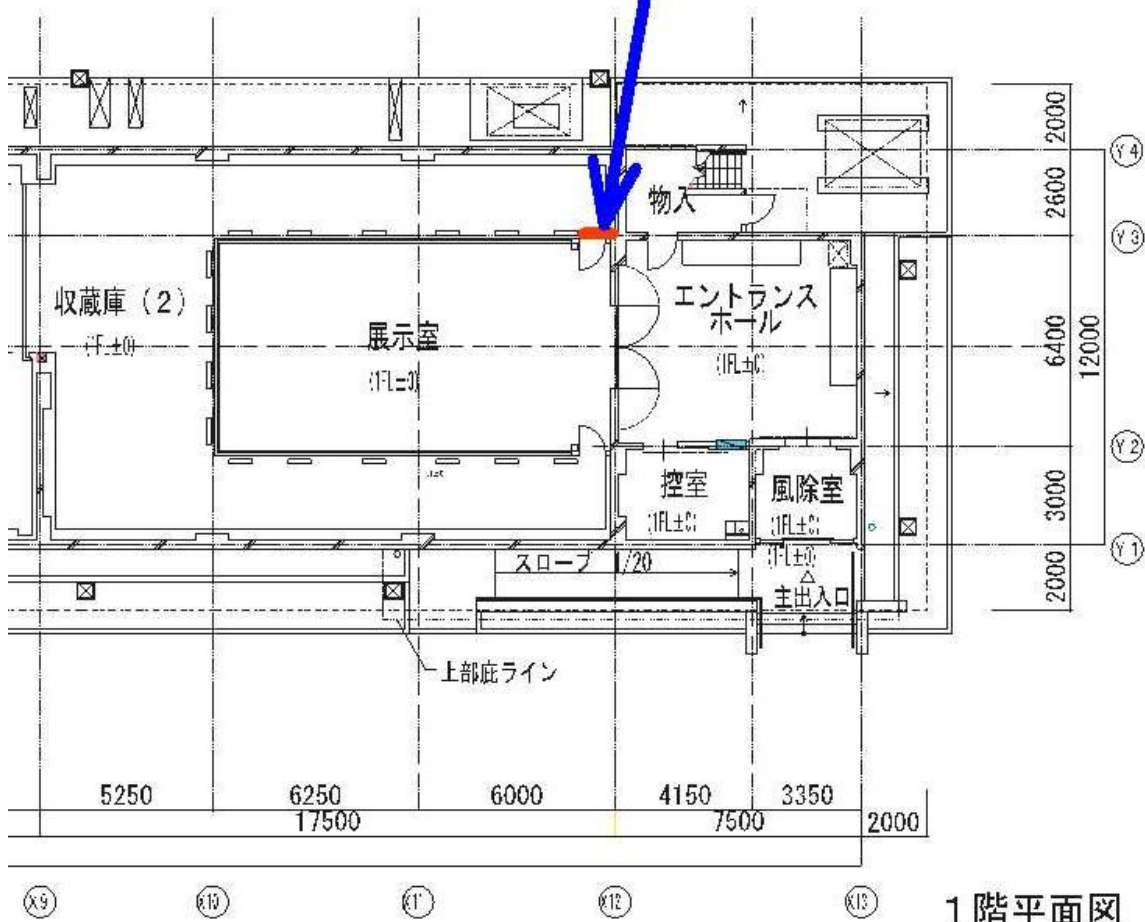
9、その他

受注者の作業により、既存の壁面、ガラス、床、天井、建具等に傷、破損、汚れ、欠損等が生じた場合は、速やかに本市担当職員に報告し、その指示を受けること。また、この場合の補修などの回復に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、作業前から存在していたと認められる不具合、または経年劣化による自然破損等についてはこの限りではない。

別紙1 城内地図



撤去予定の仮設壁



1階平面図